

審査基準

持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は以下のとおりとする。

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

公募要領第 10 の審査にあたり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・ 過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・ 効率性を除く 1 及び 2 の審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

| 審査基準 | 評価項目 | 配分基準 | ポイント |
|-----------------------------|---|---|------------------|
| 有効性 【目的・ 目標の妥 当性】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 | 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 | 5 3 1 0 |
| 効率性 【事業実 施計画の 妥当性】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 | 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 | 5 3 1 0 |
| 実現性 【事業実 施体制の 妥当性】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあ | 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 | 5 3 1 0 |

| | | | |
|---------------------------|---|---|----------------------------|
| | <p>っては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。 | | |
| <p>公益性 【国の支援の妥当性】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 | <p>十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。</p> | <p>5 3 1 0</p> |

2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準

(1) 公募要領第2の1及び2の取組

| 審査基準 | 評価項目 | 配分基準 | ポイント |
|----------|--|---|--|
| 実効性 | <ul style="list-style-type: none"> ① 生産・流通・需要の拡大の各取組の関連性が明確で、一貫した視点での取組となっている。 ② 課題を解決するための取組方針・方策が具体的であり、効果的な事業内容となっている。 ③ 先進的な機械・施設、技術等による実証内容となっている。(生産・流通) ④ 異業種との連携など新たな取組内容となっている。(需要の拡大) ⑤ 実証成果の普及・定着を図るための取組が、ソーシャルメディア等を活用した多数の関係者での情報共有が容易なもの等これまでにないような普及方法となっている。 | <p>5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。</p> | <p>5 4 3 2 1 0</p> |
| 課題解決への意欲 | <ul style="list-style-type: none"> ① 生産供給体制の強化に関して成果目標を設定している。 ② 流通の効率化・高度化に関して成果目標を設定している。 ③ 需要の拡大に関して成果目標を設定している。 ④ 設定した達成すべき目標の達成率を目 | <p>5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない</p> | <p>5 4 3 2 1 0</p> |

| | | | |
|--|---|----|--|
| | <p>標値以上としている。</p> <p>⑤ ①から③のうち2以上の項目において複数の目標を設定している。</p> | い。 | |
|--|---|----|--|

(2) 公募要領第2の3の取組

| 審査基準 | 評価項目 | 配分基準 | ポイント |
|----------|---|--|---|
| 実効性 | <p>① 実証する技術について、生産性向上又は安定供給との関連性が明確で、最新かつ実装段階にある。</p> <p>② 実証成果の普及を図るための取組が、現場での定着を見据えた効率的かつ効果的なものとなっている。</p> <p>③ 実証成果の定着を図るための取組が、生産者・流通業者が取り組みやすいよう配慮されたものとなっている。</p> <p>④ 実証技術に対し、実証ほ場の面積や品目の選択が適切である。</p> <p>⑤ 実証成果の普及・定着を図るための取組が、ソーシャルメディア等を活用した多数の関係者での情報共有が容易なもの等これまでにないような普及方法となっている。</p> | <p>5つ満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p> <p>1つも満たさない。</p> | <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> |
| 課題解決への意欲 | <p>① 10a 当たりの収量に関して成果目標を設定している。</p> <p>② 10a 当たりの生産コストに関して成果目標を設定している。</p> <p>③ 10a 当たりの農業所得に関して成果目標を設定している。</p> <p>④ 取扱数量又は取扱金額に関して成果目標を設定している。</p> <p>⑤ 設定した達成すべき目標の達成率を目標値以上としている。</p> | <p>5つ満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p> <p>1つも満たさない。</p> | <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> |

(3) 公募要領第2の4の取組

| 審査基準 | 評価項目 | 配分基準 | ポイント |
|------|--|---|--|
| 実効性 | <p>① 日常生活での利用拡大、需要構造の変化に対応するための背景・課題が明確となっている。</p> <p>② 課題を解決するための取組方針・方策が具体的であり、効果的な取組内容となっている。</p> | <p>5つ満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p> | <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> |

| | | | |
|----------|---|--|---|
| | <p>③ 実証後の成果について普及主体やコスト面等、広く汎用することを意識したものとなっている。現場での定着を見据え、生産者・流通業者・販売業者が取り組みやすいよう配慮されたものとなっている。</p> <p>④ 異業種との連携など、課題解決のための新たな工夫が取り入れられている。 (従来にない需要の取り込み、従来の取組ではできないコスト削減等)</p> <p>⑤ 実証成果の定着を図るための取組が、ソーシャルメディア等を活用した多数の関係者での情報共有が容易なもの等これまでにないような普及方法となっている。</p> | 1 つも満たさない。 | 0 |
| 課題解決への意欲 | <p>① 生産供給体制の強化に関して成果目標を設定している。</p> <p>② 流通の効率化・高度化に関して成果目標を設定している。</p> <p>③ 販売数量又は販売金額に関して成果目標を設定している。</p> <p>④ 日常生活の利用等、需要の拡大に関して成果目標を設定している。</p> <p>⑤ 達成すべき目標の増加率を超える成果目標を設定している。</p> | <p>5 つ満たす。</p> <p>4 つ満たす。</p> <p>3 つ満たす。</p> <p>2 つ満たす。</p> <p>1 つ満たす。</p> <p>1 つも満たさない。</p> | <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> |

(注) GFP グローバル産地計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。